

# 工 事 検 査 実 施 基 準

〔平成8年4月1日〕  
〔8工第45号〕

〔沿革〕平成16年10月25日16技第121号  
平成30年3月23日29技管第622号

## （目的）

- 1 この基準は、独立行政法人水資源機構会計規程（水機規程平成15年度第15号）第73条及び工事請負契約の事務処理要領（水公達昭和37年第4号）第30条第5項の規定に基づき、検査を行うため必要な基準を定め、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

## （検査の内容）

- 2 検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき工事の実施状況、出来形、品質について適否の判断を行うものとする。

## （工事実施状況の検査）

- 3 工事実施状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況及び施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録（写真、動画による記録を含む。（以下「各種の記録」という。））と契約図書とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

## （出来形の検査）

- 4 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、検査員は契約書第31条第8項の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

## （品質の検査）

- 5 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比し、別表第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査員は契約書第31条第8項の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

## （その他）

- 6 ① 既済部分検査又は中間検査は、完成検査又は指定部分完了検査の際に確認しがたい箇所について、特に留意して行うものとする。  
② 既済部分検査又は中間検査で実施した部分は、完成検査又は指定部分完了検査で省略することができるが、この場合にあっても外観等は確認するものとする。

## 附則

この基準は、平成30年4月1日より実施する。

別表第1 工事の実施状況の検査留意事項

項	目	関 係 書 類	内 容
1	契約書等の 履行状況	契約書、仕様書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約書等の履行状況（他に掲げるものを除く。）
2	工事施工状況	施工計画書、工事打合せ簿 その他関係書類	工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況
3	工程管理	実施工程表、工事打合せ簿	工程管理状況及び進捗内容
4	安全管理	契約図書、工事打合せ簿	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況
5	施工体制	施工計画書、施工体制台帳	適正な施工体制の確保状況

別表第2 出来形寸法検査基準

工 種		検 査 の 内 容	検 査 の 密 度	
共 通 工	共 通 的 工 種	矢 板 工	基準高、変位、根入長 延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下 の場合は2箇所以上）
		法 枠 工 吹 付 工 植 生 工	厚さ、法長、間隔、幅 延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下 の場合は2箇所以上）
	基 礎 工	基準高、根入長、偏心 量	杭5本につき1箇所以上	
	石・ブロック積 (張り)工	基準高、法長、厚さ、 延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下 の場合は2箇所以上）	
	一 般 舗 装 工	路 盤 工	基準高、幅、厚さ	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下 の場合は2箇所以上） 厚さは、1kmにつき1箇所以上
			基準高、厚さあるいは標 高較差（3次元モデルに よる場合）	1工事につき1断面（3次元モデルによる場合）
	舗 装 工	基準高、幅、厚さ、横 断勾配、平坦性	基準高、幅及び横断勾配は、200mにつき1箇所以上 （ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上） 厚さは、施工面積10,000㎡につき1箇所以上 コアーにより検査（ただし、施工面積10,000㎡以下 の場合は2箇所以上）	
		基準高、厚さあるいは標 高較差（3次元モデルに よる場合）	1工事につき1断面（3次元モデルによる場合）	
	地 盤 改 良 工	基準高、幅、厚さ、延 長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下 の場合は2箇所以上）	
	土 工	基準高、幅、法長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下 の場合は2箇所以上）	
河 川	築 堤 護 岸	基準高、幅、厚さ、高 さ、法長、延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下 の場合は2箇所以上）	
	浚 渫 ( 川 )	基準高、幅、深さ、延 長		
	樋 門 ・ 樋 管 水 門	基準高、幅、厚さ、高 さ、延長	水門、樋門、樋管は本体部、呑口部につき構造図 の寸法表示箇所の任意部分 函渠は同種構造物ごとに2箇所以上	
砂 防	砂 防 ダ ム	基準高、幅、厚さ、延 長	構造図の寸法表示箇所の任意部分	
	流 路	基準高、幅、厚さ、高 さ、延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下 の場合は2箇所以上）	

工 種		検 査 の 内 容	検 査 の 密 度
砂防	斜 面 対 策	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）
	ダム	コンクリートダム 基準高、幅、厚さ、ジョイント間隔、堤頂	5ジョイントにつき1箇所以上
	フィルダム	基準高、外側境界線	5測点につき1箇所以上
道	道 路 改 良	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）
	橋 梁 下 部	基準高、幅、厚さ、高さ、スパン長、変位	スパン長は、各スパンごと その他は同種構造物ごとに1基以上につき構造物の寸法表示箇所の任意部分
	鋼 橋 上 部	部材寸法 基準高、支間長、中心間距離、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上 5径間以上は2径間につき1箇所以上
	コンクリート橋上部	部材寸法 基準高、幅、高さ、厚さ、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上 5径間以上は2径間につき1箇所以上
	ト ン ネ ル	基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、間隔、延長	両坑口部を含めて、100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は両坑口部を含めて3箇所以上）
水路工	開 水 路	基準高、断面寸法、中心線のズレ、延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上） 中心線のズレは適宜決定する。
	管 水 路	基準高、中心線のズレ、延長、ジョイント間隔	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上） 中心線のズレ、ジョイント間隔は適宜決定する。
そ の 他 の 構 造 物		工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜決定する。

備 考 (1) 検査は実地において行うことを原則とするが、特別の事由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、動画、品質証明等により、検査することができる。

(2) 施工延長とは施工延べ延長をいう。

工 種		検 査 の 内 容	検 査 の 密 度
機 械	共通	装置の製作、据付 ・工場製作完了時は、性能、外観、構造、員数 ・据付工事完了時は、外観、配置、員数及び性能、総合動作	・工場製作完了時は、装置ごとによる。 ・据付工事完了時は、設備全般による。
	溶 接	外観、寸法検査 溶接放射線検査 溶接超音波探傷	場合により任意部分を実測する。
	塗 装	外観、塗膜厚検査	測点数は 100㎡につき 2 箇所以上 100㎡未満の場合 2 箇所以上
設 備	扉 体	幅、高さ	1 扉体につき各1ヶ所以上
	戸 当 り 金 物	基準高、純径間、呑口幅、戸当り高	1 戸当り金物につき各 1 ヶ所以上
	開 閉 装 置	幅、長さ、配置寸法	1 開閉装置につき各 1 ヶ所以上
工 事	揚排水ポンプ設備	ポンプ設備全体 基準高、配置寸法、据付水平度	1 台につき各 1 ヶ所以上
	その他の設備	工種に応じ、基準高、配置寸法等	同種構造物ごとに適宜決定する。

備 考 (1) 検査は実地において行うことを原則とするが、特別の事由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、動画、品質証明等により、検査することができる。

工 種		検 査 の 内 容	検 査 の 密 度
電 気 ・ 通 信 設 備 事	機器の製作、据付工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場製作完了時は、性能、外観、構造、寸法、員数</li> <li>据付工事完了時は、外観、配置、寸法、員数及び性能性能、総合動作</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場製作完了時は、機器ごとによる。</li> <li>据付工事完了時は、システム全般による。</li> </ul>
	電気工事（照明、配線等）	外観、延長、高さ、深さ、間隔、配置、寸法、員数並びに工事完成時は測定及び試験等	配線工事の区分点における確認 工事完了時は、全数又は適宜決定する。
	通信工事（鉄塔、反射板等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場製作完了時は、外観、全長、根開き、末口等の寸法、員数</li> <li>工事完了時は、外観、配置、基準高、方位レベル、寸法、基礎形状</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場製作完了時は、工場において全数仮組立てによる。</li> <li>工事完了時は、全数</li> </ul>

備 考 (1) 検査は実地において行うことを原則とするが、特別の事由により実施において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、動画、品質証明等により、検査することができる。

工 種		検 査 の 内 容	検 査 の 密 度
建 築 工 事	建 物	<ul style="list-style-type: none"> <li>構造躯体の長さ、幅、高さの寸法</li> <li>仕上げの長さ、幅、高さの寸法</li> </ul>	主要な部分を実測する。
	設備（電気・機械）	外観、配置、寸法、員数、規格等	各設備、系統、部屋ごとに適宜決定する。
	屋外（外構等）	工作物の長さ、幅、高さの寸法	主要な部分を実測する。
その 他 の 構 造 物		工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜決定する。

備 考 (1) 検査は実地において行うことを原則とするが、特別の事由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、動画、品質証明等により、検査することができる。

別表第3 品質検査基準

工 種		検 査 内 容	検 査 方 法		
土 木 工	共 通	材 料	(1) 品質及び形状は、設計図書等と対比して適切か (2) 場合により実測する。		
		基 礎 工	(1) 支持力は、設計図書等と対比して適切か (2) 基礎の位置、上部との接合等は適切か		
		土 工	(1) 土質、岩質は、設計図書等と一致しているか (2) 支持力又は密度は設計図書等と対比して適切か		
		無筋、鉄筋 コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量値、アルカリ骨材反応対策、水セメント比、単位水量測定等は、設計図書等と対比して適切か		
	構造物の機能	構造物又は付属設備等の性能は設計図書等と対比して適切か	主に実際に操作し検査する。		
事	道 路	舗 装	路盤工	(1) 路盤材料の合成粒度は設計図書等と対比して適切か (2) 支持力又は締固め密度は設計図書等と対比して適切か	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。
		舗 装	アスファルト舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗設温度は設計図書等と対比して適切か	(1) 主に既に採取されたコアー及び現地の観察並びに施工管理資料により検査する。 (2) 場合により実測する。

工 種		検 査 内 容	検 査 方 法
機 械 設 備 工 事	共 通	材 料	(1) 品質及び形状は、設計図書等と対比して適切か  (2) 場合により実測する。
		部 品	(1) 品質及び形状は、設計図書等と対比して適切か  (2) 場合により実測する。
		機械単体品	(1) 品質及び形状及び機能・性能は、設計図書等と対比して適切か  (2) 場合により実測する。
		設備の機能	(1) 設備又は付属設備等の機能・性能は、設計図書等と対比して適切か  (2) 試運転・性能検査を行う。



工 種		検 査 内 容	検 査 方 法
電 気 ・ 通 信 設 備 工 事	機器の製作、据付工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場製作完了時               <ul style="list-style-type: none"> <li>①素材及び機器単体の品質・形状は、設計図書等と対比して適切か</li> <li>②システム等の機能及び能力は、設計図書等と対比して適切か</li> </ul> </li> <li>・据付工事完了時               <ul style="list-style-type: none"> <li>①全体システム等の総合動作試験及び測定は、設計図書等と対比して適切か</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 標準仕様書等の規定による測定及び試験を行い、性能、動作の検査</li> <li>(2) 施工管理記録及び観察により検査する。</li> </ul>
	電気工事（照明配線等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・器具及び材料等の品質及び形状は、設計図書等と対比して適切か</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 共通仕様書等の規定による。</li> <li>(2) 施工管理記録及び観察により検査する。</li> <li>(3) 場合により実測する。</li> </ul>
	通信工事（鉄塔反射板等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場製作完了時               <ul style="list-style-type: none"> <li>①材料等の品質及び形状は、設計図書等と対比して適切か</li> <li>②仮組立、超音波探傷、メッキ等は、設計図書等と対比して適切か</li> </ul> </li> <li>・工事完了時               <ul style="list-style-type: none"> <li>①基礎コンクリート</li> <li>②垂直度、ねじれ、設置強度</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 共通仕様書等の規定による。</li> <li>(2) 施工管理記録及び観察により検査する。</li> <li>(3) 場合により実測する。</li> </ul>

工 種		検 査 内 容	検 査 方 法	
建 築 工 事	建 物	材料	(1) 品質及び形状は、設計図書等と対比して適切か	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 観察又は品質証明書により検査する。</li> <li>(2) 場合により実測する。</li> </ul>
	設備（電気・機械）	機能	(1) 設備又は付属設備等の機能・性能は、設計図書等と対比して適切か	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 観察、品質証明書又は性能成績書等により検査する。</li> <li>(2) 主に実際に運転、操作し検査</li> </ul>
	屋外（外構等）	材料	(1) 品質及び形状は、設計図書等と対比して適切か	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 観察又は品質証明書により検査する。</li> <li>(2) 場合により実測する。</li> </ul>